

全数届出の見直しに伴う「しまね陽性者登録センター」の設置について

1. 概要

- (1) 9月26日から、発生届の対象を65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定
- (2) 届出対象外の方が陽性となった場合に登録するため、新たに「しまね陽性者登録センター」を設置するとともに、当該陽性者の自宅療養を支援するため、既存の「島根県フォローアップセンター」を拡充
- (3) 医師の診断で届出対象外となった方は、医療機関からの案内により、自ら「しまね陽性者登録センター」へ登録し、自宅で療養（別紙フロー図参照）

2. 県の対応と考え方

項目	国の考える対応※1	県の対応と考え方
健康フォローアップセンター※2の対象者	医療機関を受診していない陽性者 届出対象外の患者（陽性者）	<u>届出対象外の患者（陽性者）</u> <考え方> 県では、現在、外来診療がひっ迫している状況にないことから、 <u>当面は医療機関を受診していただくことを継続</u>
健康フォローアップセンター※2の医師の配置	医師を配置 ・ <u>医師の管理下で、医療機関を受診せずに自己検査で陽性となった者（届出対象外の者を想定）を登録</u> ・ 体調悪化時等に医師等が相談に応じ、必要に応じて、医療機関等の連絡先等を案内	<u>医師の配置なし</u> <考え方> ・ 上記のとおり、 <u>当面は医療機関を受診していただくことを継続</u> ・ 体調悪化時等には、 <u>配置する看護師が相談対応等を行い、適切に医療へつなげる体制を確保</u>
クラスター発生時の対応	従前よりもクラスターの発生の把握が困難になることが想定されるが、ハイリスク施設については、感染症法に基づく施設等からの報告により、感染発生初期から積極的に調査を実施	国と同様の対応

※1 令和4年9月12日付け厚生労働省事務連絡「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（令和4年9月14日最終改正）より

※2 県では「しまね陽性者登録センター」に相当するもの

全数届出の見直しに伴う「しまね陽性者登録センター」の設置について (別紙)

